

仕様書

1 総則

本仕様書は、大津市（以下「甲」という。）が実施している水質試験業務の一部である試料採水業務を委託するにあたり、本業務が安全かつ適正に実施されるため、本業務の詳細について定めるものである。

2 委託業務名

水質試験試料採水業務

3 委託業務の場所

大津市柳が崎 6 番 1 号 ほか

なお、採水地点の詳細は別紙表 1「浄水場系統別採水地点一覧」のとおりである。また、採水箇所的位置を別紙「水質試験試料採水地点位置図」に示す。ただし、年度途中で採水地点を変更する場合があります、その際は、甲は事前に受託者（以下「乙」という。）に申し出て協議し、決定するものとする。

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 委託業務の目的

この業務は、水道法第 20 条に定められた定期の水質検査及び水質管理のための検査に用いる試料を甲の代わりに採水し、甲が行う水質検査が効率的かつ適正に実施されることを目的とする。

6 委託業務の内容

(1) 概要

この業務は、甲が行う水質検査用の試料の採水であり、甲が指定する日に、甲が指定する試料を採水するものである。採水する試料は、甲が市内に設置している浄水場の原水、処理工程水、浄水、栓水及び代表配水池であり、各浄水場処理工程水の採水地点は別紙表 2「採水箇所一覧表」のとおりである。また、栗東市の試料は栗東市職員が採水するので、栗東市役所で試料を引き取ることにする。なお、採水した試料及び引き取った試料は保存処理を行い、浄水管理センター（大津市柳が崎 6 番 1 号）まで搬入するものとする。

(2) 採水について

試料の採水は、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」及び平成 15 年厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第 1010001 号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法の「試料の採取」に関する規定を遵守するものとし、詳細な試料の採水方法及び保存処理については、別紙「採水要領」のとおりとする。

ただし、年度途中で採水要領を変更する場合があります、その際は乙に変更内容を伝える。また、採水地点ごとの留意事項については、業務の受託決定後に甲、乙双方で現地確認を行い、その際に説明する。なお、採水経路は別紙表 3「採水経路」のとおりであるが、甲の承諾を得た場合は経路を変更してもかまわない。

(3) 業務の日程

- ・ 業務は各月、甲が定める 4 週分を行う。曜日は、月 2 週については月、火、水曜日の 3 日間、残り 2 週については月、火曜日の 2 日間を基本とし、採水の班は別紙表 3「採水経路」に示す班体制とする。
- ・ 年間の採水日数は、120 日間とする。
- ・ 年間の採水予定日は、別紙表 4「採水予定表」のとおりである。なお、甲の業務の都合により採水日等の変更が生じる場合は、原則、2 週間前までに乙に通知するものとするが、気象の急変、災害の発生等により緊急を要する場合はこの限りではない。

(4) 業務の条件

- ・ 1 日の採水に要する時間は、平均 3 時間 40 分程度であるが、採水箇所及び検査項目数によって変動することがある。
- ・ 乙は 9 時頃に甲の浄水管理センターにおいて採水容器を受け取り、13 時頃までに浄水管理センターに試料を搬入するものとする。ただし、全項目検査の日（A 週の月曜日）は 8 時 40 分頃に採水容器を受け取るものとする。
- ・ 採水は、原則として水質検査の技術員が行うものとする。ただし、甲が高い技術を有すると特別に認める者が採水する場合は、この限りではない。
- ・ 採水した試料が検査に供するのに不向きであり、その理由が乙の責めに帰すべきものである場合は、再採水を指示することがある。そのため、採水日の 15 時頃までは再採水が可能な体制を配備することとする。

(5) 採水容器等について

採水に必要な容器及び採水試料等の受け渡しは、甲の浄水管理センター1階で行う。採水に用いる容器及び栗東市で引取る容器の種類及び数量は、別紙表 5「採水容器」のとおりである。ただし、年度途中で容器の種類及び数量を変更する場合があります、その際は乙に変更内容を伝える。

採水に必要な用具及び容器等は甲が準備するが、乙が採水用具を用意する場合は甲の確認を受けてから使用することとする。また、施設への入場に必要鍵は当日に甲が乙に手渡し、乙はこれを適正に管理し、試料搬入時に甲に返却するものとする。

(6) 試料採水時の考慮すべき事項

- ・ 業務従事者は、名札を着用する。
- ・ 採水時には、車両に業務名等を表記する。
 - ※ 表記事項・・・委託業務名、発注者名、受託者名
- ・ 採水時の容器類は、特に指示がない限り採水する試料で共洗いする。
- ・ 蛇口から採水する給水栓水は 5～10 分程度流水し、水温及び残留塩素濃度が安定してから採水する。詳しくは別紙表 6「採水地点流水時間」で定める。

- ・ 採水の時間、水温及び遊離残留塩素等を記録用紙に記入する。その際、訂正が必要な場合は二重線で取消し、日付、訂正者の名前、真値を記入することとする。

7 提出書類

- (1) 業務従事者名簿
- (2) 連絡先一覧
- (3) 水道法第 21 条第 1 項及び水道法施行規則第 16 条第 1 項に基づく健康診断結果書（写し）

甲又は乙の所在地近傍で腸管出血性大腸菌感染症やノロウイルスの流行時や、本業務に従事する者が感染症の流行している地域に渡航した場合に、必要に応じて臨時の健康診断の実施や発熱及び下痢等がないことを確認することがある。

8 疑義の決定

甲、乙双方の間に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、甲が定めるところによるものとする。

9 「不当介入に関する通報制度」の徹底

- (1) 乙は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第 1 号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。
また、乙は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。

10 その他

- (1) 乙は、業務遂行のために必要な一切の経費を負担しなければならない。ただし、試料の採水容器等の甲が用意するものは含まない。
- (2) 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 採水時には、浄水施設や配水施設等での転落等の事故や採水缶・採水容器等の落下・破損及び汚染等の事故が生じないよう特に注意すること。なお、万一事故が発生した場合は、乙が責任を持って対処することとし、対処に必要な一切の経費は乙が負担しなければならない。ただし、明らかに甲の責任により事故等が発生し被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。
- (4) 出入りする施設の施錠及び錠の管理を徹底すること。

- (5) 浄水施設には赤外線センサー等のセキュリティがかかっている場合があるため、立ち入る際はセキュリティの状態を十分確認し、適切に行動すること。セキュリティ解除の手順等については、業務の受託決定後に甲、乙双方で現地確認を行い、その際に説明する。なお、セキュリティが反応し、警備業者等とトラブルが生じた場合は、乙が責任を持って対応することとし、甲は一切責任を負わないものとする。
- (6) 採水車両で交通違反や交通事故が発生した場合は、乙が責任を持って対処することとし、甲はそれらに対して一切責任を負わないものとする。
- (7) 乙は、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時に対応するため、別記「高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項」を守らなければならない。
- (8) 乙は、発熱及び下痢等の感染症（病原体がし尿に排泄される感染症）の疑いがあるものを従事させてはならない。

表1 浄水場系統別採水地点一覧

	採水地点	住所	対象名称	備考
柳が崎	水質管理課	大津市柳が崎 6-1	柳が崎浄水場内	受渡場所
	西の庄	大津市西の庄 15	昭和こども遊園地	基準栓水
	山上配水池	大津市山上町 18		配水池
八屋戸	八屋戸浄水場	大津市八屋戸 2320		処理工程水(※1)
	北小松	大津市北小松	公衆トイレ	基準栓水
	比良配水池	大津市南比良 973		配水池
真野	真野浄水場	大津市真野四丁目 25		処理工程水(※1)
	日吉台	大津市日吉台一丁目 5	日吉台 1号児童公園	基準栓水
	真野配水池	大津市花園町 20		配水池
膳所	膳所浄水場	大津市本丸町 7		処理工程水(※1)
	大平	大津市大平一丁目 26	大平公園	基準栓水
	茶臼山配水池	大津市秋葉台 30		配水池
新瀬田	新瀬田浄水場	大津市萱野浦 1		処理工程水(※1)
	青山	大津市青山五丁目 12	青山中央公園	基準栓水
	一里山配水池	大津市一里山六丁目 2		配水池
広域栓水	北比良	大津市北比良 1039-3	志賀衛生プラント	その他
	大物	大津市大物	みどりの広場	その他
	蓬萊	大津市八屋戸 940-1	JR 蓬萊駅トイレ	主要
	細川	大津市葛川細川町	局設置ドレン(※2)	主要
	上龍華	大津市伊香立上龍華町	上龍華自治会館	その他
	和邇	大津市和邇高城 12	和邇支所	主要
	生津	大津市伊香立生津町 133	伊香立支所	その他
	仰木	大津市仰木四丁目 15	仰木支所	その他
	唐崎	大津市唐崎二丁目 10-1	唐崎支所	その他
	堅田	大津市本堅田四丁目	堅田南児童公園	その他
	比叡平	大津市比叡平三丁目 57	比叡平支所	その他
	春日町	大津市春日町 6	かすが緑地	主要
	横木	大津市横木二丁目 12	藤尾市民運動広場	主要
	際川	大津市際川二丁目 24	際川児童公園	その他
	晴嵐	大津市晴嵐一丁目 8-38	企業局研修センター	主要
	南郷	大津市南郷一丁目 17	南郷公園	その他
	内畑	大津市石山内畑町	局設置ドレン	その他
	富士見台	大津市富士見台 31	ふれあい公園	その他
	月輪	大津市一里山三丁目	一里山公園	その他
	牧	大津市牧一丁目 1	上田上支所	その他
	小田原	大津市大石小田原一丁目	局設置ドレン	その他
石倉	大津市大石富川一丁目 1	局設置ドレン	主要	
栗東市	栗東市安養寺一丁目 13-33	栗東市役所	試料受取場所	

○ 基準栓水とは、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の測定場所で、広域栓水とは、水質管理用の測定場所である。

(※1) 各浄水場の処理工程水を採水する。浄水場ごとの採水地点は別紙表2「採水箇所一覧表」による。

(※2) 冬季の積雪等により局設置ドレンが埋雪し採水が困難な場合、細川休憩所のトイレにて採水を行う。なお、採水箇所の位置は、別紙「水質試験試料採水地点位置図」による。また、採水経路については、別紙表3「採水経路」にその一例を示す。

表 2

採水箇所一覧表

分類	採水週	浄水場内						基準栓水	配水池	広域栓水			
		原水	生ろ水	沈でん水	急ろ水	活ろ水	浄水			主要栓水	その他 栓水		
柳が崎浄水場	A	直営採水						西の庄	春日町・横木	際川 比叡平			
	B												
	C												
八屋戸浄水場	A	◎ (注)		○			◎	北小松	蓬萊				
	B								比良低区 大物 北比良				
	C												
真野浄水場	A	◎		○	○		◎	日吉台	和邇・細川 上龍華 生津 仰木				
	B								真野低区 堅田 唐崎				
	C												
膳所浄水場	A	◎	○	○	○		◎	大平	晴嵐 南郷 内畑				
	B								茶臼山 富士見台				
	C												
新瀬田浄水場	A	◎		○	○	△	◎	青山	石倉 牧 小田原				
	B								一里山 月輪				
	C												

- ☐ : 柳が崎場内 (業務委託外)
- ◎ : 水質基準項目等の採水地点 (A. B. C)
- : 浄水場水質管理地点 (A. B. C)
- △ : 必要時採水地点 (稼動時)
- 基準栓水 : 水質基準項目等の採水地点 (A. B. C)
- 配水池 : 1回/月採水 (B)
- 広域栓水 : 主要栓水・・・毎月検査採水地点 (A) : その他栓水 (A. B)
- (注) : 地下水の採水を含む (A)

表3

採水経路 令和7年4月～令和8年3月まで(案)

下記のとおり、A、B週(パターン1、2)及びC週(月2回)を合計して毎月15班とする。

パターン1 柳が崎・膳所・新瀬田 基準項目検査月(5,7,10,1月) 及び基準項目検査月以外(4,8,12,3月)

A 週 の 採 水 経 路						B 週 の 採 水 経 路					
1日目		2日目		3日目		1日目		2日目		3日目	
1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班
水質管理課 ↓ 西の庄 ↓ 膳所浄水場 ↓ 大平 ↓ 春日町 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 新瀬田浄水場 ↓ 青山 ↓ 栗東市役所 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 和邇 ↓ 蓬菜 ↓ 八屋戸浄水場 ↓ 北小松 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 日吉台 ↓ 真野浄水場 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 牧 ↓ 石倉 ↓ 小田原 ↓ 内畑 ↓ 南郷 ↓ 晴嵐 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 横木 ↓ 生津 ↓ 細川 ↓ 上龍華 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 西の庄 ↓ 膳所浄水場 ↓ 大平 ↓ 富士見台 ↓ 茶臼山配水池 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 新瀬田浄水場 ↓ 月輪 ↓ 一里山配水池 ↓ 青山 ↓ 栗東市役所 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 日吉台 ↓ 堅田 ↓ 真野浄水場 ↓ 真野配水池 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 八屋戸浄水場 ↓ 大物 ↓ 比良配水池 ↓ 北比良 ↓ 北小松 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 仰木 ↓ 唐崎 ↓ 山上配水池 ↓ 比叡平 ↓ 際川 ↓ 水質管理課	

パターン2 真野・八屋戸 基準項目検査月(6,9,11,2月)

A 週 の 採 水 経 路						B 週 の 採 水 経 路					
1日目		2日目		3日目		1日目		2日目		3日目	
1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班	1班	2班
水質管理課 ↓ 和邇 ↓ 蓬菜 ↓ 八屋戸浄水場 ↓ 北小松 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 日吉台 ↓ 真野浄水場 ↓ 栗東市役所 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 膳所浄水場 ↓ 大平 ↓ 春日町 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 西の庄 ↓ 新瀬田浄水場 ↓ 青山 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 牧 ↓ 石倉 ↓ 小田原 ↓ 内畑 ↓ 南郷 ↓ 晴嵐 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 横木 ↓ 生津 ↓ 細川 ↓ 上龍華 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 西の庄 ↓ 膳所浄水場 ↓ 大平 ↓ 富士見台 ↓ 茶臼山配水池 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 新瀬田浄水場 ↓ 月輪 ↓ 一里山配水池 ↓ 青山 ↓ 栗東市役所 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 日吉台 ↓ 堅田 ↓ 真野配水池 ↓ 真野浄水場 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 八屋戸浄水場 ↓ 大物 ↓ 比良配水池 ↓ 北比良 ↓ 北小松 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 仰木 ↓ 唐崎 ↓ 山上配水池 ↓ 比叡平 ↓ 際川 ↓ 水質管理課	

毎月 C週(月2回)の採水経路

1日目	2日目
水質管理課 ↓ 西の庄 ↓ 膳所浄水場 ↓ 新瀬田浄水場 ↓ 青山 ↓ 大平 ↓ 水質管理課	水質管理課 ↓ 日吉台 ↓ 真野浄水場 ↓ 八屋戸浄水場 ↓ 北小松 ↓ 水質管理課

表4

令和8年度採水予定表(4~6月)

:全項目
 :毎月項目
 A週
 B週
 C週

	月	火	水	木	金	土	日
4月 (パターン1)			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
	13	14	15	16	17	18	19
	柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野	広域栓水				
20	21	22	23	24	25	26	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
27	28	29	30				
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	昭和の日					
5月 (パターン1)					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	みどりの日	こどもの日	振替休日	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野		憲法記念日
	11	12	13	14	15	16	17
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水				
18	19	20	21	22	23	24	
柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野	広域栓水					
25	26	27	28	29	30	31	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
6月 (パターン2)	1	2	3	4	5	6	7
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
	8	9	10	11	12	13	14
	八屋戸・真野 栗東市	柳が崎 膳所・新瀬田	広域栓水				
	15	16	17	18	19	20	21
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
22	23	24	25	26	27	28	
柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野						
29	30						

令和8年度採水予定表(7~9月)

:全項目
 :毎月項目
 A週
 B週
 C週

	月	火	水	木	金	土	日
7月 (パターン1)			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	20	21	22	23	24	25	26
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
27	28	29	30				
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
8月 (パターン1)						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	10	11	12	13	14	15	16
	柳が崎 膳所・新瀬田	山の日	八屋戸・真野				
17	18	19	20	21	22	23	
柳が崎 膳所・新瀬田 栗東市	八屋戸・真野	広域栓水					
24	25	26	27	28	29	30	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
9月 (パターン2)	8/31	1	2	3	4	5	6
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
	7	8	9	10	11	12	13
	八屋戸・真野 栗東市	柳が崎 膳所・新瀬田	広域栓水				
	14	15	16	17	18	19	20
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
21	22	23	24	25	26	27	
敬老の日	国民の休日	秋分の日					
28	29	30					
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						

令和8年度採水予定表(10~12月)

:全項目
 :毎月項目
 A週
 B週
 C週

	月	火	水	木	金	土	日
10月 (パターン1)				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	柳が崎 膳所・新瀬田 粟東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	12	13	14	15	16	17	18
	スポーツの日	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野				
19	20	21	22	23	24	25	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
26	27	28	29	30	31		
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
11月 (パターン2)							1
	2	3	4	5	6	7	8
	柳が崎 膳所・新瀬田	文化の日	八屋戸・真野				
	9	10	11	12	13	14	15
	八屋戸・真野 粟東市	柳が崎 膳所・新瀬田	広域栓水				
16	17	18	19	20	21	22	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
23	24	25	26	27	28	29	
勤労感謝の日	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
12月 (パターン1)	11/30	1	2	3	4	5	6
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
	7	8	9	10	11	12	13
	柳が崎 膳所・新瀬田 粟東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	14	15	16	17	18	19	20
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水					
21	22	23	24	25	26	27	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
28	29	30	31				

令和8年度採水予定表(1~3月)

:全項目
 :毎月項目
 A週
 B週
 C週

	月	火	水	木	金	土	日
1月 (パターン1)					1	2	3
					元旦		
	4	5	6	7	8	9	10
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
	11	12	13	14	15	16	17
成人の日	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水				
18	19	20	21	22	23	24	
柳が崎 膳所・新瀬田 粟東市	八屋戸・真野	広域栓水					
25	26	27	28	29	30	31	
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野						
2月 (パターン2)	1	2	3	4	5	6	7
	柳が崎 膳所・新瀬田 粟東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	8	9	10	11	12	13	14
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野		建国記念の日			
	15	16	17	18	19	20	21
八屋戸・真野 粟東市	柳が崎 膳所・新瀬田	広域栓水					
22	23	24	25	26	27	28	
柳が崎 膳所・新瀬田	天皇誕生日	八屋戸・真野					
3月 (パターン1)	1	2	3	4	5	6	7
	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野	広域栓水				
	8	9	10	11	12	13	14
	柳が崎 膳所・新瀬田 粟東市	八屋戸・真野	広域栓水				
	15	16	17	18	19	20	21
柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					春分の日	
22	23	24	25	26	27	28	
振替休日	柳が崎 膳所・新瀬田	八屋戸・真野					
29	30	31					

表5-1 採水容器(大津市)

A 週

(*表中の八、柳、膳はそれぞれ八屋戸・柳が崎・膳所浄水場のことを指す)

全項目検査対象浄水場

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水 (その他)
ポリ	250mL	イオンクロマト	1			1						
	計		1			1						
	500mL	一般		1	1	1	1	1	1	1	1	1
		金属	1	1	1	1						
		イオンクロマト		1	1						1	
		アルカリ度・カ	1	1	1							
	計		2	4	4	2	1	1	1		2	1
	1L	蒸残留物	1	1	1							
		PFOS・PFOA	1	1	1							
	計		2	2	2							
	100mL	陰イオン界面活性剤	1	1	1							
臭素酸			1	1								
計		1	2	2								
70mL	シアン	1	1	1								
計		1	1	1								
ガラス	100mL	細菌	2	2	2						2	
		ハロ酢酸		1	1							
		ホルムアルデヒド		1	1							
	100mL フロンビン	遊離炭酸	1		1							
	計		3	4	5						2	
	250mL	臭気物質*	1	1	1						1	
		TOC	1	1	1	1					1	
	計		2	2	2	1					2	
	500mL	味・臭気	1	1	1	1		1	1		1	
		VOC	1									
	計		2	1	1	1		1	1		1	
1L	フェノール類	1	1	1								
	非イオン界面活性剤	1	1	1								
計		2	2	2								
バイアル	VOC		3	3								
計			3	3								
合計			16	21	22	5	1	2	2		7	1

全項目対象外浄水場

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水 (その他)
ポリ	250mL	イオンクロマト	1			1						
	計		1			1						
	500mL	一般	1	1	1	1	1	1	1		1	1
		イオンクロマト		1	1						1	
計		1	2	2	1	1	1	1		2	1	
ガラス	100mL	細菌	2	2	2						2	
	250mL	臭気物質*	1	1	1						1	
		TOC	1	1	1	1					1	
500mL	味・臭気	1	1	1	1		1	1		1		
合計			7	7	7	4	1	2	2		7	1

* 臭気物質用は必要に応じて採水

* 細菌用・VOC用・シアン用・フェノール類用は冷蔵

B 週

全項目検査対象浄水場

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水
ポリ	500mL	一般	1	1	1	1	1	1	1	1		1
ガラス	100mL	細菌	2	2	2					2		
		抱水クロール他			1							
	100mL フロンピピン	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1		1							
	500mL	味・臭気	1	1	1	1		1	1	1		
合計			5	4	6	2	1	2	2	4		1

* 細菌用は冷蔵

* 抱水クロール他、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、PFOS・PFOA用は、年4回

* PFOS・PFOA用は、当該業務の都合上、採水週を変更する場合あり

全項目対象外浄水場

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水
ポリ	500mL	一般	1	1	1	1	1	1	1	1		1
ガラス	100mL	細菌	2	2	2					2		
	500mL	味・臭気	1	1	1	1		1	1	1		
合計			4	4	4	2	1	2	2	4		1

* 細菌用は冷蔵

* 比良配水池・山上配水池の細菌はハイロート

C 週

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水
ポリ	500mL	一般	1	1	1	1	1	1	1			1
ガラス	100mL	細菌										
	500mL	味・臭気	1	1	1	1		1	1			
合計			2	2	2	2	1	2	2			1

その他(必要に応じて)

種類	容量	用途	原水	浄水	栓水 (基準)	生ろ水 (柳・膳)	沈でん水	急ろ水 (八以外)	活ろ水 (新瀬田)	配水池	広域栓水 (主要)	広域栓水
ポリ	2000mL	放射性物質	1	1								
	20L	クリプトスピリジウム等	1									
ガラス	100mL	農薬類			1							
	500mL				1							
	1000mL				1							
合計			4	1	3							

* 放射性物質用は真野浄水場のみ

* クリプトスピリジウム等用は、年1回

* 農薬類は、年2回

表5-2 採水容器(栗東市)

		4月/6月/10月/12月 ※太字は6月2回目のみ	1月/3月
十里	深井戸3	㊸ ねじロガラス瓶(250mL) ㊹ 共栓ガラビン(1L) その他1本	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)
出庭	浅井戸1	㊸ ねじロガラス瓶(250mL) ㊹ 共栓ガラビン(1L) その他1本	***
	深井戸2	㊸ ねじロガラス瓶(250mL) ㊹ 共栓ガラビン(1L) その他1本	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)
金勝	深井戸2	㊸ ねじロガラス瓶(250mL) ㊹ 共栓ガラビン(1L) その他1本	***
	深井戸3	㊸ ねじロガラス瓶(250mL) ㊹ 共栓ガラビン(1L) その他1本	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)
県水	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)
観音寺	原水	㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2 ㊹ ポリタンク(10L)(4,10月)	㊸ ポリタンク(10L)(1月)
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ビン(500mL)

		5月/11月	2月
十里	深井戸1	⑤ ポリビン(500mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2
	深井戸2	⑤ ポリビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2
	深井戸3	⑤ ポリビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ㊸ ねじロガラスビン(100mL)×2
	浄水	***	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㊸ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㊸ ポリビン(1L)

黒字はA週
斜体はB週

表5-2 採水容器(栗東市)

		5月/11月	2月(太字は2回目)
出 庭	浅井戸1	⑤ ポリビン(500mL) ⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ㉑ ねじロガラスビン(100mL)×2 ㉒ ポリタンク(10L)
	浅井戸2	⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	㉑ ねじロガラスビン(100mL)×2 ㉒ ポリタンク(10L)
	深井戸2	⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2 ⑤ ポリビン(500mL)	⑤ ポリビン(500mL) ㉑ ねじロガラスビン(100mL)×2
	浄水	⑤ ポリビン(500mL)	⑤ ポリビン(500mL)
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩ ポリビン(500mL)×5 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩ ポリビン(500mL)×5 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)
金 勝	深井戸2	⑤ ポリビン(500mL) ⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2
	深井戸3	⑤ ポリビン(500mL) ⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	⑤ ポリビン(500mL) ⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2
	浄水	⑤ ポリビン(500mL)	⑤ ポリビン(500mL)
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)
県 受 水	浄水	***	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤ ポリビン(500mL)×3 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤ ポリビン(500mL)×3 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)
観 音 寺	原水	⑤ ポリビン(500mL)	⑤ ポリビン(500mL) ㉑ ねじロガラスビン(100mL)×2
	浄水	***	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤ ポリビン(500mL)×3 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤ ポリビン(500mL)×3 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ㉔ ポリビン(1L)

黒字はA週
斜体はB週

表5-2 採水容器(栗東市)

		7月	8月(太字は2回目)	9月
十里	深井戸1	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑳ ポリビン(1L)	⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	***
	深井戸2	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑳ ポリビン(1L)	⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	***
	深井戸3	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑳ ポリビン(1L)	⑳ ねじロガラスビン(100mL)×2	***
	浄水	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑳ ポリビン(1L)	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩,⑯ ポリビン(500mL)×6 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL) ⑱ フランビン(100mL) ⑲ フランビン(100mL) ⑳ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)

表5-2 採水容器(栗東市)

		7月	8月(太字は2回目)	9月
出 庭	浅井戸1	***	㊹ ねじロガラスビン(100mL) × 2 ㊺ ポリタンク(10L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ポリビン(500mL) × 4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L) × 2 ㉒ ポリビン(1L)
	浅井戸2	***	㊹ ねじロガラスビン(100mL) × 2 ㊺ ポリタンク(10L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ポリビン(500mL) × 4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L) × 2 ㉒ ポリビン(1L)
	深井戸2	***	㊹ ねじロガラスビン(100mL) × 2	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ポリビン(500mL) × 4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑫ ポリビン(100mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L) × 2 ㉒ ポリビン(1L)
	浄水	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL) × 4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL) × 2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) × 2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L) × 2 ㉒ ポリビン(1L)	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL) × 2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤ × 2,⑩,⑯ ポリビン(500mL) × 6 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL) × 2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L) × 2 ㊸ ねじロガラスビン(100mL) ㊹ フランビン(100mL) ⑲ フランビン(100mL) ㉒ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL) × 2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)

黒字はA週
斜体はB週

表5-2 採水容器(栗東市)

		7月	8月(太字は2回目)	9月
金勝	深井戸2	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL)×2 ⑳ ポリビン(1L)	***
	深井戸3	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL)×2 ⑳ ポリビン(1L)	***
	浄水	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ポリビン(1L)	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩,⑯ ポリビン(500mL)×6 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL) ⑱ フランビン(100mL) ⑲ フランビン(100mL) ⑳ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)

黒字はA週
斜体はB週

表5-2 採水容器(栗東市)

		7月	8月(太字は2回目)	9月
県受水	浄水	⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL) ⑲ ポリビン(1L)	⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL)
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩,⑯ ポリビン(500mL)×6 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL) ⑰ ねじロガラスビン(100mL) ⑱ フランビン(100mL) ⑲ フランビン(100mL) ⑳ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑮ 赤ねじロガラスビン(250mL)
観音寺	原水	⑳ ポリタンク(10L)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④ 共栓ガラスビン(500mL) ⑥ ねじロガラスビン(300mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL)×2 ⑱ ポリビン(1L)	***
	浄水	***	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤,⑩ ポリビン(500mL)×4 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL)×2 ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2	***
	栓水	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)	① ポリビン(100mL) ②,③,⑤×2,⑩,⑯ ポリビン(500mL)×6 ④,⑥ 共栓ガラスビン(500mL)×2 ⑦,⑫ ポリビン(100mL) ⑧ 角ガラスビン(100mL) ⑨ 共栓ガラスビン(100mL) ⑪ ポリビン(70mL) ⑬,⑭ 共栓ガラスビン(1L)×2 ⑰ ねじロガラスビン(100mL) ⑱ フランビン(100mL) ⑲ フランビン(100mL) ⑳ ポリビン(1L)	① ポリビン(100mL) ②,③ ポリビン(500mL)×2 ④ 共栓ガラスビン(500mL)

表6

採水地点流水時間

採水地点名	流水時間	採水頻度	ホース使用	備考	
八屋戸	北小松	5分(※1)	4回/月	基準栓水	
真野	日吉台	5分	4回/月	基準栓水	
	真野配水池	10分	1回/月	配水池	
柳が崎	西の庄	5分(※1)	4回/月	基準栓水	
膳所	大平	5分	4回/月	基準栓水	
	茶臼山配水池	5分	1回/月	配水池	
新瀬田	青山	5分	4回/月	基準栓水	
	一里山配水池	10分	1回/月	配水池	
広域栓水	蓬萊	5分	1回/月	主要広域栓水	
	細川	すぐ(※2)	1回/月	主要広域栓水	
	和邇	5分	1回/月	主要広域栓水	
	春日町	5分	1回/月	短	主要広域栓水
	晴嵐	5分	1回/月		主要広域栓水
	石倉	すぐ	1回/月		主要広域栓水
	北比良	5分	1回/月	長	その他広域栓水
	大物	5分	1回/月		その他広域栓水
	上龍華	5分	1回/月		その他広域栓水
	堅田	5分	1回/月		その他広域栓水
	生津	5分	1回/月		その他広域栓水
	仰木	5分	1回/月	長	その他広域栓水
	唐崎	5分	1回/月	長	その他広域栓水
	比叡平	5分	1回/月		その他広域栓水
	横木	5分	1回/月		その他広域栓水
	際川	5分	1回/月		その他広域栓水
	富士見台	5分	1回/月		その他広域栓水
	南郷	10分	1回/月		その他広域栓水
	内畑	すぐ	1回/月		その他広域栓水
	月輪	5分	1回/月		その他広域栓水
牧	5分	1回/月		その他広域栓水	
小田原	すぐ	1回/月		その他広域栓水	

※1 流水開始4分後と5分後に残留塩素を測定し、差がないことを確認する
差がある場合はさらに5分流す。

※2 トイレの蛇口から採水する時は5分

水質試験試料採水地点位置図



水質試験試料採水地点位置図



水質試験試料採水地点位置図

新瀬田浄水場	青山（青山中央公園）
 <p>新瀬田浄水場 ●</p>	 <p>● 小田原</p> <p>● 青山</p>
一里山配水池	
 <p>一里山配水池 ●</p>	

水質試験試料採水地点位置図

蓬萊（JR蓬萊駅トイレ）



北比良（志賀衛生プラント）



大物（みどりの広場）



細川（局設置ドレン）



上龍華（上龍華自治会館）



和邇（和邇支所）



水質試験試料採水地点位置図

生津（伊香立支所）



仰木（仰木支所）



唐崎（唐崎支所）



堅田（堅田南児童公園）



際川（際川児童公園）



横木（藤尾市民運動広場）



水質試験試料採水地点位置図



水質試験試料採水地点位置図

月輪（一里山公園）



牧（上田上支所）



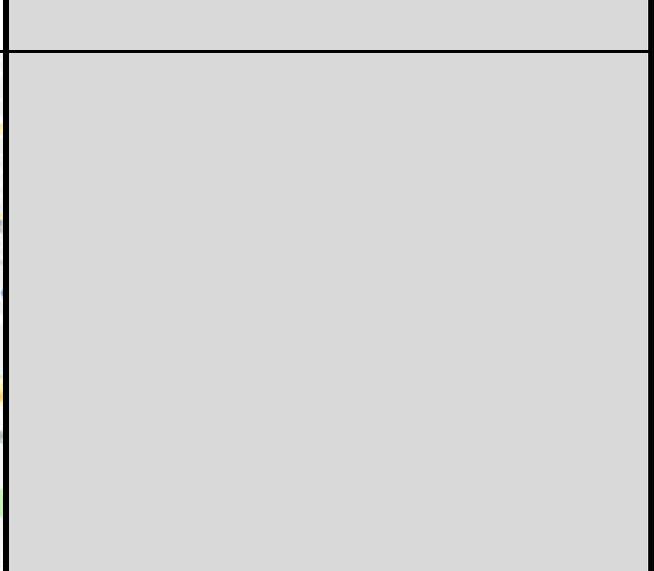
富川石倉（局設置ドレン）



小田原（局設置ドレン）



栗東市（栗東市役所）



採水要領

大津市の試料について

1. 出発前確認

採水項目 採水容器 採水箱(添加試薬) 残塩計 保冷箱 錠 束 採水補助具(ホース等)

2. 採水時確認

天候、外気温・・・最初の採水地点で記録する。

- ・ 原水 時間、水温
- ・ 生ろ水 時間
- ・ 沈でん水 時間、遊離残留塩素
- ・ 急ろ水 時間、遊離残留塩素
- ・ 活ろ水 時間
- ・ 浄水 時間、水温、遊離残留塩素
- ・ 基準栓水 時間、水温、遊離残留塩素、全残留塩素、味、臭い
- ・ 配水池 時間、水温、遊離残留塩素
- ・ 広域栓水 時間、水温、遊離残留塩素、味、臭い

※ 栓水は、少なくとも5～10分程度放水後に採取する。

(「採水地点流水時間」参考のこと)

※ 施錠を確認し、水質検査結果表の施錠欄にチェックを入れる。

3. 採水時の測定

①水温の測定

- ・ 原水、浄水、基準栓水、配水池、広域栓水

* 試料を容器に採水し、棒温度計で水温を測定する。また、測定は0.5℃間隔で行う。

②味・臭いの測定

- ・ 基準栓水、広域栓水

* 試料を手に取り、味・臭いを確認する。

③遊離残留塩素(簡易)の測定(液体試薬)

- ・ 沈でん水、急速ろ過水、浄水、基準栓水、配水池、広域栓水

* ハンディ水質計“アクアブ”AQ-201の試料セルの目安線まで試験水を入れ、ゼロ点認識を行う。ゼロ点校正の後、DPD試薬を2～3滴加え、均一に攪拌した後に測定する。(ハンディ水質計“アクアブ”AQ-201の使用法については、取扱説明書を参照すること)

* 測定値は少数第2位まで読み取り、試料採水表中の残留塩素の欄に記入する。

* 測定後の廃液等は、廃液容器にて回収する。

④残留塩素(遊離残留塩素・全残留塩素)の測定(粉末試薬)

- ・ 基準栓水(4回/年)

* 前項の遊離残留塩素と同様の方法で検査を行う。ただし粉末試薬を使用するのでよく攪拌すること。また、全残留塩素を測定する時は試薬を入れて3分後に測定すること。

4. 細菌ビン・ハイロートの採水・・・要保冷

- ・共洗いは行わず、9割程度まで採水する。

5. 各種ポリビンと臭気用 500mL ガラスビンの採水

- ・ポリビン、ガラスビンはすべて共洗いを行った後、採水する（満水）。

6. イオンクロマト用試料の採水（採水容器：500mL、250mL ポリビン）

- ・原水は、250mL のポリビンを共洗い後、採水する。
- ・浄水・基準栓水は、500mL のポリビンを共洗い後、採水し、エチレンジアミン溶液を 0.5mL 添加し、攪拌する。

7. ホルムアルデヒド検査試料の採水（採水容器：100mL 共栓ガラスビン）

- ・浄水、基準栓水
共洗い後採水し、チオ硫酸ナトリウム溶液を 2 滴添加し、攪拌する（満水）。

8. VOC の検査試料の採水（採水容器：ガラスビン）・・・要保冷

- ・原水は、500mL のガラスビンを共洗い後、9割程度採水し、塩酸（1+10）を 2mL 程度入れ、満水にする。
- ・浄水、基準栓水は、40mL のバイアルビンを共洗い後、9割程度採水し、そこにアスコルビン酸ナトリウムを小サジ半分程度（0.01~0.02g）と、塩酸（1+10）を 4 滴程度入れ、そのあと表面張力を利用して空気が混入しないよう満水にして蓋をする。

9. フェノール類検査試料の採水（採水容器：1L ガラスビン）・・・要保冷

- ・原水は共洗いし、浄水、基準栓水は共洗いを行わず、採水する（満水）。
- *誤って浄水と基準栓水のガラスビンを洗ってしまい、アスコルビン酸ナトリウムを流してしまった場合は、アスコルビン酸ナトリウムを小サジ 1 杯入れて採水し直す。

10. 臭素酸検査試料の採水（採水容器：100mL ポリビン）

- ・浄水、基準栓水ともに共洗いを行った後、採水する（満水）。

11. 非イオン界面活性剤検査試料の採水（採水容器：1L ガラスビン）

- ・原水は 1L のガラスビンを共洗い後、採水する（満水）。
- ・浄水・基準栓水は 1L のガラスビンを共洗い後、9割程度採水する。亜硫酸水素ナトリウム溶液を 1mL 添加後、攪拌し、あふれないように注意して満水まで採水する。

12. 陰イオン界面活性剤検査試料の採水（採水容器：100mL ポリビン）

- ・原水、浄水、基準栓水 いずれも共洗いをを行い、採水する（満水）。

13. ハロ酢酸検査試料の採水（採水容器：100mL ねじ口ガラスビン）

- ・浄水、基準栓水ともに 共洗いをせずに採水する。（満水）

*誤って、浄水と栓水のガラスビンを洗ってしまい、アスコルビン酸ナトリウムを流してしまった場合は、アスコルビン酸ナトリウムを小サジ1杯入れて採水し直す。

14. シアン検査試料の採水 (採水容器：70mL ポリビン) . . . 要保冷

- ・原水、浄水、基準栓水
- ・共洗い後、9割程度採水し、そこにリン酸緩衝液(1mol/L)を0.7mL注入し、空気が混入しないように満水にして蓋をする。

15. 臭気物質検査試料の採水 (採水容器：250mL ねじロガラスビン)

- ・原水、浄水、基準栓水
- ・共洗い後、浄水・栓水にはアスコルビン酸ナトリウムを小サジ1杯入れ、満水にする。

16. 全有機炭素(TOC)検査試料の採水 (採水容器：250mL ガラスビン)

- ・原水、浄水、基準栓水 いずれも共洗いをして採水する。(満水)

17. PFOS・PFOA 検査試料の採水 (採水容器：1L ポリビン)

- ・原水、浄水、基準栓水 いずれも共洗いして採水する (満水)

18. フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)検査試料の採水 (採水容器：100mL フランビン)

- ・原水、基準栓水 いずれも共洗いをして採水する。(満水)

19. 抱水クロラール・ジクロロアセトニトリルの採水 (採水容器：100mL ねじロガラスビン)

- ・基準栓水のみ
- ・共洗いせずに採水する (満水)。

*誤って、ビンを洗ってしまい、アスコルビン酸ナトリウムを流してしまった場合は、アスコルビン酸ナトリウムを小サジ1杯入れて採水し直す。

20. 遊離炭酸の採水 (採水容器：100mL フランビン)

- ・原水、基準栓水 いずれも共洗いをして採水する。(満水)

*以下は、業務の都合により委託による採水を行う場合がある

21. 農薬類検査試料の採水 (採水容器：ガラスビン、ポリビン)

採水方法は別途指示

22. クリプトスポリジウム等 検査試料の採水 (採水容器：20L ポリタンク)

- ・共洗い後、原水は10L以上 浄水及び基準栓水は20L採水する。

23. 放射性物質測定試料の採水 (採水容器：1Lまたは2L ポリビン)

- ・原水、浄水、基準栓水 いずれも共洗いして採水する (満水)。

栗東市の試料について

受取った試料について、次の例のとおり試薬を添加し、処理を行う。

以下の例に載っていないものについては、「大津市の試料について」を参考として、別途指示する場合があります。

試薬添加の例

浄水・栓水の陰イオン類については、採水ビンに試薬を添加する。

③-1 ポリビン(500mL) ← エチレンジアミン溶液を 0.5mL 添加

原水の VOC (揮発性有機化合物) については、採水ビンに試薬を添加する。

⑥-1 ねじロガラスビン(300mL) ← 塩酸(1+10)を 1.2mL 添加

浄水・栓水の VOC (揮発性有機化合物) については、採水ビンからバイアルへ分取し、試薬を添加する。

⑥-1 共栓ガラスビン(500mL) → 透明バイアル(白キャップ)×2
アスコルビン酸 Na を半さじ、塩酸(1+10)を 4 滴

シアン (シアン化物イオン及び塩化シアン) については、採水ビンに試薬を添加する。

⑪-2 ポリビン(70mL) ← リン酸緩衝液を 0.7mL 添加

ホルムアルデヒドについては、採水ビンに試薬を添加する。

⑨共栓ガラスビン(100mL) ← チオ硫酸ナトリウム溶液を 2 滴

(不当要求)
不当介入 (業務妨害) 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
 大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受託者	所在地	(本社)	電話 () - FAX () -	
		(現場事務所)	電話 () - FAX () -	
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 () -
			(対応者) 所属会社名	電話 () -
			氏 名	
		役 職		
不当介入の 行為者	住 所		電話 () - FAX () -	
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () - FAX () -	
業務件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通 報 日 時)	令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

別記

高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が国の「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日策定)」(以下「ガイドライン」という。)において国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者とされ、高病原性新型インフルエンザ等(新感染症を含む)流行時において、サプライチェーン(事業継続に必要な一連の取引業者)の確保を行わなければならないことを認識し、この契約による業務を実施しなければならない。

(弾力的な対応)

第2 乙は、高病原性新型インフルエンザ等(新感染症を含む)流行時を想定して業務体制をとることが前提であるが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウィルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて、甲は、この特記事項にかかわらず対策等を変更することがある。なお、乙は、毒性が明らかになるまでは、高病原性新型インフルエンザとして対応しなければならない。

(事業継続計画の策定)

第3 乙は、ガイドラインに従い事業継続計画又はそれに準ずるものを速やかに策定すること。その際、当該業務を「継続する重要業務」と位置づけなければならない。なお、乙において、既に事業継続計画が策定済みである場合にあっては、当該業務が「継続する重要業務」と位置づけられていることを確認し、位置づけられていないときは、直ちに是正しなければならない。

(事業継続計画の開示)

第4 甲の要請があれば、乙は、事業継続計画を開示しなければならない。なお、乙の開示により、甲が是正する必要があると認めた場合は、甲の指示に従い乙は速やかに是正しなければならない。

(人員の確保)

第5 乙は、業務を支障なく行うために必要な職務に精通し、かつ、ガイドラインに規定されている欠勤率(40パーセント)を考慮した人員を必要数確保しなければならない。なお、当該業務については、必要数を4人とし、原則としてこれらの人員は、甲からの連絡要請を受けてから2時間以内に業務場所に参集できなければならない。

また、やむを得ない事情により人員の確保ができない場合は、クロストレーニング(従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合の代替要員とする。)を行い人員の確保に努めなければならない。

(連絡体制の確立)

第6 乙は、緊急時の連絡先について欠勤者を考慮に入れ、少なくとも第4順位者までを局に事前に届け出なければならない。

(従業員の健康状態の確認)

第7 乙は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(局の執務室等を訪れる際の措置)

第8 乙は、甲の執務室及びその他甲の指定する場所（以下、「甲の執務室等」という。）を訪れる際には、事前に受託者の事務所等にて手洗い、手指の消毒を行い、マスク及びゴム手袋の個人防護具を装着したうえで乙の事務所等を出発し、甲の執務室等に入室する前に、予め甲の定める場所で装着してきた個人防護具を脱着し、所定のゴミ箱に破棄し、手洗い、手指の消毒、うがいを行い、用意されたマスク（必要によりゴム手袋）を装着しなければならない。

(調査)

第9 甲は、乙が当該業務を行うに当たり、策定された事業継続計画の実施状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。